

島根県報

号外第五〇号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規 則 目 次

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則

(薬事衛生課)

公布された条例等のあらまし

◇と、畜場法施行細則の一部を改正する規則(規則第五十七号)

- 一 規則の概要
 - 1 と、畜場法施行令第一条第十号の構造基準を定める条例の制定に伴い、規定を整理することとした。(第六条関係)
 - 2 その他規定の整理
- 二 施行期日
 - 平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第五十七号

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則

と、畜場法施行細則(昭和二十九年島根県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び」を「、」に改め、「(省令)」という。下に「及び、畜場法施行令第一条第十号の構造設備の基準を定める条例(平成十五年島根県条例第二十七号)」を加える。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とし、第十条を第七条とする。

別表中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「中国農業試験場畜産部と畜場」を「(中国農業試験場技術センター畜産草地部(食肉生産研究施設)」に改める。

様式第一号中「製」を「蒸」に、「業務規定」を「業務規程」に改める。

様式第二号中「製」を「蒸」に改める。

様式第三号中「製」を「蒸」に改め、「中 日 中」を削る。

様式第四号中「製」を「蒸」に改め、「中 日 中」を削る。

様式第五号から様式第七号までの様式中「製」を「蒸」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)